

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【公開番号】特開2013-255066(P2013-255066A)

【公開日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-068

【出願番号】特願2012-128972(P2012-128972)

【国際特許分類】

H 04 N	5/376	(2011.01)
H 01 L	31/08	(2006.01)
G 01 T	7/00	(2006.01)
H 01 L	27/146	(2006.01)
H 01 L	27/144	(2006.01)
H 04 N	5/32	(2006.01)
H 04 N	5/357	(2011.01)

【F I】

H 04 N	5/335	7 6 0
H 01 L	31/00	A
G 01 T	7/00	A
H 01 L	27/14	C
H 01 L	27/14	K
H 04 N	5/32	
H 04 N	5/335	5 7 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月2日(2015.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記デマルチプレクサ単位回路は、前記第2トランジスタが導通状態であるときに前記第1トランジスタを非導通状態から導通状態に変化させ、且つ、前記ゲート線の電圧が前記導通電圧に変動した後に前記第2トランジスタを非導通状態にする手段を有することを特徴とする請求項1記載のアクティブマトリクスパネル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記第1電圧をV<sub>DD</sub>、

前記第2電圧をV<sub>SS</sub>、

前記第1トランジスタのチャネル抵抗に対し前記第2トランジスタのチャネル抵抗が100倍となるときの前記第2トランジスタのゲート及びソース間電圧をV<sub>11</sub>、

前記第1トランジスタのチャネル幅及びチャネル長をW<sub>6</sub>及びL<sub>6</sub>、

前記第2トランジスタのチャネル幅及びチャネル長をW<sub>7</sub>及びL<sub>7</sub>、

前記第3トランジスタのチャネル幅及びチャネル長をW<sub>8</sub>及びL<sub>8</sub>、

前記第4トランジスタのチャネル幅及びチャネル長を $W_9$ 及び $L_9$ 、  
 前記第1～第4トランジスタの閾値電圧の平均値を $V_{TH}$ とすると、  
 次式の関係を満たすことを特徴とする請求項3記載のアクティブマトリクスパネル。

【数5】

$$\frac{W_9/L_9}{W_8/L_8} \geq \frac{(V_{DD} - V_{LL} - V_{TH})^2}{2(V_{DD} - V_{SS} - V_{TH})(V_{LL} - V_{SS}) - (V_{LL} - V_{SS})^2}$$

$$V_{LL} = V_{SS} + V_{TH} + \sqrt{\frac{1}{100} \frac{W_6/L_6}{W_7/L_7} \cdot 2(V_{DD} - V_{SS})(V_{DD} - V_{SS} - 2V_{th})}$$